

印紙をお貼りいただき、割印をお願いします。

印紙
200円

委 託 請 書

- 1 委託場所 奈良市水道事業、奈良市都祁水道事業及び奈良市月ヶ瀬簡易水道事業の各給水区域内
- 2 委託業務の名称 水道メーター取付及び取外し業務委託
- 3 履行期間 令和 年 月 日から令和 年3月31日まで
- 4 委託料 別表のとおり（消費税は支払いの際に処理する。）
- 5 契約保証金 奈良市企業局契約に関する規程において準用する奈良市契約規則第23条第2項第7号の規定により免除する。
- 6 業務内容 発注者が認めた新設メーター、臨時・仮設用メーター及び口径変更等に伴うメーターの取付業務並びに仮設用メーター及び口径変更等に伴うメーターの取外し業務
- 7 委託料の支払 発注者が受注者に支払う委託料の支払いは、年2回とし、4月1日から9月30日と10月1日から翌年3月31日までの業務施行分を半期ごとに支払うものとする。また、支払方法は原則口座振り込みとする。
- 8 再委託等の禁止 受注者は、委託業務を一括して第三者に委託してはならない。
2 受注者は、委託業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わそうとするときは、あらかじめ発注者の書面による承諾を受けなければならない。
- 9 権利義務の譲渡等の禁止 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。
- 10 発注者の解除権 次に掲げる事項の一に該当するときは、この契約を解除される場合があること。
(1) 正当な理由がなくこの契約を履行しないとき、又は履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
(2) 委託業務の処理について、著しく誠意を欠くと明らかに認められるとき。
(3) 前2号のほか、この契約に違反したとき。
(4) 発注者は、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務委託の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

原則【令和X年4月1日～令和X+1年3月31日】
(ただし、本年度中に給水装置工事業者に新規指定された業者様はその指定日)でご記入下さい。

- オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - キ 受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
 - ク 受注者が、契約を履行するに当たり、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を発注者に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。
- 2 前項の規定によりこの契約が解除された場合、受注者がこれにより被る損害については、発注者は、その責めを負わない。

11 損害賠償

受注者は、その責めに帰する理由により、委託業務の実施に関し発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 受注者がメーターを亡失、またはき損したときは、受注者は、発注者の定める損害額を賠償しなければならない。

12 秘密の保持

受注者及びその業務の従事者（従事していた者を含む。）は、委託業務の処理上知り得た事項を他に漏らし、または自己の利益のために使用し、若しくは不当な目的に使用してはならない。契約期間が満了し、又は契約が解除された場合も同様とする。

原則【令和 X 年 4 月 1 日】

（ただし、本年度中に給水装置工事事業者に新規指定された業者様はその指定日）でご記入下さい。

この契約について訴訟等の生じたときは、発注者の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審裁判所とする。

この契約に定めのない事項及びこの契約に疑義が生じたときは、発注者受注者協議して定めるものとする。

上記により委託業務をお請けします。

令和 年 月 日

あて先（発注者）

奈良市企業局 奈良市公営企業管理者 様

受注者

住所
会社名
代表者氏名

をご記入ください。

印

社印及び代表者印を捺印ください。
（代表者印は必ず捺印下さい。）

別表

口径 (mm)	単	価
13	1個につき	550円
20	1個につき	600円
25	1個につき	800円
40	1個につき	1,750円
50	1個につき	8,550円
75	1個につき	9,380円
100	1個につき	9,700円
150	1個につき	20,100円
200	1個につき	23,500円

令和 X 年 4 月 1 日～
令和 X+1 年 3 月 31
日までの単価です。

（消費税及び地方消費税は含まない。）